

令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務（令
和5年度第1次補正）
に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和6年4月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ 監視情報課
放射線環境対策室

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

原子力規制委員会原子力規制庁の物品の調達に係る入札公告（令和6年4月30日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「調達ポータル・電子調達システム利用規約」（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務（令和5年度第1次補正）

(2) 納期期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」

において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき機能証明書を作成し、機能証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された機能証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

開催しない

5. 機能証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和6年5月16日（木） 12時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル7階
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で機能証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、15.（2）本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が10MBを超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和6年5月28日（火）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和6年5月30日（木） 14時15分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1)の日時まで同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1)の日時まで提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

6. (1)の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した機能証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他
 - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
 - (2) 本件に関する照会先
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室 末吉 聖太
電話：03-5114-2126
メールアドレス：sueyoshi_shota_5pr@nra.go.jp
 - (3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先
「調達ポータル」
ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp>
ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)
受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、

当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和6年5月30日開札[令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務(令和5年度第1次補正)]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

- ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。
14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法
当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
15. 落札決定の取消し
落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
16. 契約書の提出等
(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
17. 契約手続において使用する言語及び通貨
契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務 (令和5年度第1次補正)
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務 (令和5年度第1次補正)
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務（令和5年度第1次補正）の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務(令和5年度第1次補正)の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務（令和5年
度第1次補正）

仕様書

令和6年4月

原子力規制委員会原子力規制庁
放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室

1. 件名

令和6年度可搬型モニタリングポストの整備業務（令和5年度第1次補正）

2. 目的

原子力規制委員会原子力規制庁では、我が国への米国原子力艦寄港に係る港（横須賀港（神奈川県）、佐世保港（長崎県）及び金武中城港（沖縄県）をいい、以下「三港」という。）周辺の環境放射線及び放射能の水準を把握するため、モニタリングポスト（空間放射線量率、海水中の放射線計数率、大気中の放射性ヨウ素及び気象観測情報を収集する機器並びにそれらの関連機器一式）を設置するとともに、インフラ途絶に対して代替測定が可能な測定器を必要数配備し、三港周辺住民をはじめとする国民の健康と安全を確保するという国民生活にとって不可欠な役割を果たしている。

本仕様書は、原子力艦環境放射能調査等で使用する可搬型モニタリングポストを整備するための仕様を定めるものである。

3. 業務範囲

（1）プロジェクト管理

可搬型モニタリングポストの調達から設置を円滑に遂行するための進捗管理、コミュニケーション管理、品質管理及び安全管理を行う。

（2）可搬型モニタリングポストの調達

新規に可搬型モニタリングポストを調達するとともに、下記配置場所へ搬入することとする。整備する機器は以下に示す。詳細は、「I. 可搬型モニタリングポスト調達仕様」に示す。

設置場所	数量	住所
横須賀原子力艦モニタリングセンター	1	神奈川県横須賀市東逸見1-14-14
佐世保原子力艦モニタリングセンター	1	長崎県佐世保市干尽町4-1 佐世保港湾合同庁舎4F
沖縄原子力艦モニタリングセンター	2	沖縄県うるま市勝連平安名2884-10

4. 適用法令

可搬型モニタリングポストの設計、構築及び可搬型モニタリングポストの運用にあたっては、本仕様書によるほか関係法令に適合するものとする。また、本業務に係る一切につき、特許権、実用新案権又は著作権等第三者の権利の対象になっているものの利用に関して発生した問題は全て受注者の責任において処理すること。

5. 納期

令和7年3月31日

なお、業務完了が不測の事態により遅延した場合は、費用負担も含めて別途調整するものとする。

6. 提出図書

(1) 提出図書一覧

受注者は、下記資料をそれぞれの提出期限までに印刷物で各1部、電子媒体で各1部を提出すること。

資料名	提出先及び部数		提出時期
	本庁	モニセン ^{※1}	
① 実施に係る図書			
1 情報セキュリティに関する書類	1部	—	契約締結後10日以内
② 可搬型モニタリングポストに係る図書			
1 機器仕様	各1部	各1部 ^{※2}	機器設置後1週間以内
2 完成図	各1部	各1部	
3 機器接続図	各1部	各1部	
4 工場・現地試験検査成績書	各1部	各1部	
5 取扱説明書	各1部	各1部	
6 付属資料 ^{※3}	各1部	各1部	
③ 報告に係る図書			
1 機器納入完了報告書	1部	—	機器設置後1週間以内

※1 モニセンとは、横須賀原子力艦モニタリングセンター、佐世保原子力艦モニタリングセンター及び沖縄原子力艦モニタリングセンターの略である。

※2 モニタリングポスト（各局）を維持・管理するモニセンに提出すること。

※3 JIS Z4325に記載されている受渡検査項目の結果が添付され、またセルフドーズ（自己照射）を評価した結果、その方法及びNaI検出器の温度特性試験結果も添付すること。

(2) 納入場所

本庁：東京都港区六本木一丁目9番9号 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル7階

横須賀原子力艦モニタリングセンター：神奈川県横須賀市東逸見町1-14-14

佐世保原子力艦モニタリングセンター：長崎県佐世保市干尽町4-1 佐世保港湾合同庁舎4F

沖縄原子力艦モニタリングセンター：沖縄県うるま市勝連平安名2884-10

7. 保証

(1) 可搬型モニタリングポストの調達検収後より1か年とする。

(2) 可搬型モニタリングポスト運用後1年以内の障害発生時は、連絡後48時間以内に点検、修理作業に取りかかるものとする。（ただし、天災等による破損、焼損の場合はこの限りではない。）

(3) 上記点検・修理作業に起因する不具合等については、受注者の責において修理・復旧等を行うこと。

8. 検収

可搬型モニタリングポストの調達

原子力規制庁現地担当官が指定した日時に現地立会検査を実施することに併せて、本庁担当官が提出書類、納品部数及び運用試験等により、本仕様を満たしていると判断されることをもって検収とする。

9. 受注者の義務

- (1) 本仕様書及び発注者の指示、指導に基づき業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 本業務一切の重要性を十分理解し、安定した運用を維持継続するため、入札時に提示した放射線計測機器を調達、設置すること。
- (3) 調達した可搬型モニタリングポストについては、「3. 業務範囲②可搬型モニタリングポストの調達」に示す場所において、本仕様書で定める機能を十分発揮するよう調整（校正を含む）を行い、正常にデータ取得・通信ができることを確認すること。なお、通信については、原子力規制庁が指定する原子力艦環境放射能モニタリングシステム（以下「モニタリングシステム」という。）の運用、保守業者と必要な調整を行うこと。
- (4) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して、商品又は役務に本契約の内容に適合しない状態がある場合、発注者の指定した方法による追完請求をすることができるものとする。
- (5) 本装置の納入に際して、あらかじめ長期にわたる試験運転を実施し、運転休止状態から確実に稼働状態になることを確認できるデータを有すること。
- (6) 本装置の受注から納品、運用期間中の一括の責任者（総括責任者等）を定め管理を行い、品質保持・保証に努めること。
- (7) 受注者は、業務上の知り得た情報を契約履行期間中か否かに関わらず、第三者に開示したり、又は漏えいしてはならない。

10. 管理体制の確立

受注者は、業務の実施に当たり、業務の規模及び内容に応じた管理体制を確立しなければならない。

発注者は、受注者の業務の実施において、品質管理に疑義が生じた場合に、受注者側実施責任者と協議のうえ、立ち入りによる品質管理に係わる実施状況の監査を実施することができる。また、その結果によっては改善策を求めることができる。

11. 仕様書の解釈及び疑義

本仕様書の内容に疑義が生じたときには、受注者はその都度、発注者と協議して決定することとし、受注者の一方的な解釈により処理しないこと。受注者が一方的に解釈し、処理した場合は、受注者の責任のもとに費用負担を含め、これを改めることとする。

1 2. その他

(1) 協議事項

- ① 敷地内への立入り（作業員、車両等）に関しては事故の発生がないよう十分注意するものとする。また、資材、廃材等は受注者の責任において保管又は処分をするものとする。
- ② 作業場所においては、特に危険箇所の点検、整備、養正等を十分に行い事故防止に努めること。
- ③ 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処理を取り直ちにその経緯を原子力規制庁担当者に報告すること。

(2) 環境への配慮

- ① 納入物については、個別に指定されたものを除き、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- ② 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

1 3. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

I. 可搬型モニタリングポスト調達仕様

調達する可搬型モニタリングポストの基本構成（1式あたり）は以下のとおりとするが、JIS Z 4325 又はIEC61017 を満たすため過不足がある場合は、その旨を本庁担当官に書面にて申し出るとともに承認を受けることとする。不受理の際は、本庁担当官の指示する要求事項を満たすよう、再検討を行うこと。

1. 機器構成

(1) 可搬型モニタリングポスト 本体 1式
(NaI(Tl)シンチレーション検出器(低線量率域用)、半導体検出器(高線量率域用)、GPSアンテナ、内蔵バッテリー、伝送部を含む)

(2) 充放電バッテリー 1式

(3) 急速充電器 1式

(4) 充電器用ACアダプタケーブル 1式

(5) 線源校正治具※ 1式

※既設流用も可能とする

(6) 付属品・図書

1) 付属品

・電源ケーブル 1式

・予備ヒューズ(DC 電源用) 2個

・予備ヒューズ(AC 電源用) 1個

・相コネクタ(警報接点出力用) 1個

・相コネクタ(記録計出力用) 1個

・USBメモリ 2個

・扉用鍵 2個

2) 図書

・取扱説明書 2部

・試験成績書 2部

・保証書 1部

・校正証明書 1部

2. 詳細仕様

2.1 可搬型モニタリングポスト

2.1.1 概要

(1) 構造

防沫仕様(JIS 保護等級 IPX4 以上)で野外使用可能であり、測定部と伝送部は同一筐体内に収納されていること。また、可搬用の取手があること。

(2) 外形寸法

約400(W)×700(H)×300(D)mm (伝送用アンテナ等突起物は除く)

(3) 質量

約25kg (電源ケーブルは除く)

(4) 測定方法

低線量率測定及び高線量率測定において、放射能測定法シリーズ No.17「連続モニタによる環境γ線測定法」に準拠していること。

(5) データ伝送方式

LTE 回線網によるパケット通信※

※NTT docomo LTE 端末用SIMカードは、発注者が支給する。LTE端末については受注者で用意すること。支給する LTE 端末用SIMカードは、NTT docomo のLTE 網及び NTT docomo のMVNO 回線が利用可能であり、2GHz 帯及び 800MHz 帯に対応するものを想定。

(6) 消費電流 0.5A以下 (AC100V電源使用、データ伝送時)

2.1.2 環境条件

以下の条件において、正常に動作すること。

可搬型モニタリングポスト

温度：-10℃～+40℃

相対湿度：30～95%RH (ただし、結露がない場合)

2.1.3 詳細仕様

携帯電話 (FOMA、LTE) の電波により誤計数しないことを確認したものであり、モニタリングデータを送信している状況下で以下の性能を満たすこと。

(1) 検出部

①検出器

低線量率域：2"φ×2"NaI(Tl)シンチレーション検出器(以下「NaI 検出器」という。)

高線量率域：シリコン半導体検出器(以下「SSD 検出器」という。)

※：NaI 結晶が容易に潮解しないようシーリングを実施すること。なお、使用から1年以内に

NaI 結晶が潮解することにより、¹³⁷Cs 光電ピーク662keV の分解能 10%を超えた場

合は、受注者の瑕疵として無償で検出器を交換すること。

②測定範囲

10nGy/h ～ 99.9mGy/h (¹³⁷Cs にて)

③線量率特性

国家標準とのトレーサビリティの得られている線源で、その照射線量率に対して指示線量率

精度は±20%以内であること。

④測定条件

^{137}Cs 照射線量率標準 γ 線源による検出器の垂直軸方向からの照射を基準とする。

⑤温度特性

外気温-10～+40℃の温度変化に対して、上記指示線量率変動は+20℃を基準として±5%以内であること。

⑥エネルギー測定範囲

NaI検出器 : 50keV ～3MeV

半導体検出器 : 50keV ～

⑦エネルギー分解能

^{137}Cs 光電ピーク662keV の出力波高に対して10%以下 (NaI 検出器)

⑧エネルギー特性

^{137}Cs を1としたときの各エネルギーに対するレスポンスは、次のとおりとする。

60keV 以上 100keV 未満 : 0.5～1.25 以内

100keV 以上 400keV 未満 : 0.9～1.2 以内

400keV 以上1500keV 未満 : 0.9～1.1 以内

⑨検出器の切り替え

- ・線量率上昇時は、計数率 100ks^{-1} (^{137}Cs で約 $75\mu\text{Gy/h}$ 照射相当)以上でNaI 検出器から SSD 検出器へ自動で切り替わるものとする。
- ・計数率 150ks^{-1} 以上 (^{137}Cs で約 $150\mu\text{Gy/h}$ 照射相当)で、検出器保護のためNaI検出器をOFFにする。
- ・線量率下降時は、SSD検出器の線量率が $90\mu\text{Gy/h}$ 以下になった場合にNaI 検出器をONにする。
- ・NaI 検出器をONにしてから60秒経過し、且つNaI 検出器の計数率が 80ks^{-1} 未満 (^{137}Cs で約 $50\mu\text{Gy/h}$ 照射相当)になった場合に SSD 検出器からNaI 検出器へ自動で切り替わるものとする。

(2) 測定部

①線量率演算方式

低線量率域用は G(E)関数荷重演算によるエネルギー補償を行うこと。

②NaI ゲイン補正

・温度補償

検出器温度の変化によるゲイン変動を自動的に補正すること。

・ ^{137}Cs 照射線量率標準 γ 線源によるゲイン補正

^{137}Cs 線源照射により、ゲイン変動を手動で補正することができること。

③表示器 液晶表示器(16桁×2行)

操作時のバックライト機能付き

- ④線量率表示範囲 0～999nGy/h
1.00～9.99μGy/h
10.0～99.9μGy/h
100～999μGy/h
1.00～9.99mGy/h
10.0～99.9mGy/h
100～119mGy/h
120mGy/h 以上で「OVF」表示

⑤計数方式

表示：デジタルレートメータ方式※

データ出力、記録：スケーラ方式（積算平均）

※レートメータ方式では、時定数の設定を任意に10秒、100秒から変更可能であること。

⑥記録方式

本体内蔵の電子メモリ及び USB メモリ等の記録メディア

⑦記録内容

1) 線量率データ

機器番号、データ番号、測定終了日時、有効線量率フラグ、測定時間、実測定時間、ステータスコード、HV、温度、バッテリー電圧、GPS 取得日時、緯度、経度、高度、GPS 衛星取得数、世界測地系

・低線量率データ（線量率(積算平均)、単位、計数率カウント(積算)）

・高線量率データ（線量率(積算平均)、単位）

2) スペクトルデータ

フルスケール 1000ch (5MeV)

3) 警報履歴

機器番号、データ番号、発生日時、ステータスコード

4) 補正履歴

機器番号、データ番号、補正日時、補正の有無、HV 設定値、ファインゲイン、⁴⁰K ピークch、誤差 ch、⁴⁰K-ROI 計数カウント、σ値、検出部温度

5) GPS 取得履歴

機器番号、データ番号、補正後日時、補正前日時、GPS 取得時刻、緯度、経度、高度、衛星取得数、世界測地系

⑧測定時間

線量率データ：2 分を基本とするが、1分、2分、10分の範囲にて任意で設定が可能であること。

スペクトルデータ：10 分

⑨記録容量

次の種類・容量のデータを電子メモリに記録すること。なお、記憶容量を超える場合は古いデータに新しいデータを順次上書き保存すること。

線量率：	60日分以上
スペクトルデータ：	60日分以上
警報故障履歴：	60日分以上
⁴⁰ K 補正履歴：	60日分以上
GPS 取得履歴：	60日分以上

⑩伝送用記憶容量

FTP 通信の場合、上記の記録容量と同じ。

⑪記録計出力

線量率：0～1V、レンジ:0～1V

ただし、線量率出力上限は 120mGy/hまで

⑫データ出力

データ通信および USB メモリ等

⑬警報設定

線量率高高、線量率高、線量率低

⑭警報表示

液晶表示器に表示（線量率高高：HIHI、線量率高：HI、線量率低：LO）

⑮警報出力

線量率高高、線量率高、線量率低

⑯警報リセット方式

手動または自動で行えること。

⑰故障表示

外部通信異常、GPS 異常、バッテリー電圧低下、USB メモリ異常、HV 異常、NaI 検出器異常、SSD 検出器異常、温度異常、調整中を液晶表示器にステータス表示

⑱時刻補正

手動および自動で実施可能であること。自動の場合は GPS によって補正すること。

⑲GPS

本体内蔵

緯度経度の測定精度は約 10m。ただし、周囲に木、建物等、衛星受信の障害となるものが無いものとする。

本体電源投入時に位置情報の取得及び時刻補正を行うこと。また、手動で位置情報の再取得も可能であること。

(3) 伝送部

①伝送方式

TCP/IP (FTP-PUT)

②伝送時間(周期)

線量率データ：2分

スペクトルデータ：10分

③送信項目

自動送信項目：線量率データ^{※1, ※2}

※1 低線量率域(NaI 検出器)の測定の有効/無効に拘わらず、常に低線量率域(NaI 検出器)と高線量率域(SSD 検出器)の線量率データを有効線量率フラグとともに送信する。

※2 通信途絶時は、復旧後に未伝送のデータを順次古い順から伝送する。

④ファイルフォーマット

原則として、モニタリングポスト(固定局)のフォーマットに合わせるものとする。その他、詳細仕様については、受注後に打合せのうえ決定するものとする。

(4) 電源部

①対応電源

商用 AC 電源、外部バッテリー(2 次電池)、内蔵バッテリー (1次電池) の3種類から電源供給が可能であること。

②電源切り替え

商用 AC 電源、外部バッテリー(2 次電池)、内蔵バッテリー (1 次電池) を、測定を止めることなく自動的に切り換え可能であること。

③AC 電源

AC100V±10V(50/60Hz)、0.5A 以下 (データ伝送時)

④内蔵バッテリー

本体内部の1次電池で約5日間連続稼働可能であること。

2.2 充放電バッテリー

2.2.1 概要

外部バッテリー (2 次電池) として、充放電可能なバッテリーを用意すること。外部バッテリーは、可搬型モニタリングポストとは別に外付けするタイプ (以下「外付型」という)、または筐体内に内蔵するタイプ (以下「内蔵型」という) とする。

2.2.2 環境条件

外付型の場合は、以下の条件において、正常に動作すること。

温度：-10℃～+40℃

相対湿度：40～90%RH (ただし、結露がない場合)

内蔵型の場合は、外部バッテリーによる放射熱が測定へ影響することのないよう措置すること。

2.2.3 詳細仕様

(1) 電池

リチウムイオン電池

(2) セル定格容量

110Ah 以上/台

(3) 構造

外付けの場合、防塵防沫仕様(JIS 保護等級IP44)を満たし、ケース取手を持って運搬可能であること。

内蔵の場合は、バッテリーを収納した状態で「2.1.1.概要 (2) 外形寸法」を満たすこと。

(4) バッテリー残量確認

外付けの場合は、ケースを開けずにLED 点灯等で確認可能であること。

内蔵の場合は、筐体を開けずにLED 点灯等で確認可能であること。

(5) 稼働日数

23℃にて、LTEで伝送時は2 週間以上稼働すること。

(6) 電池寿命

5 年以上

(7) 外形寸法 (外付けの場合のみ) 約420(W)×330(D)×180(H)mm程度

(8) 質量

外付けの場合は、ケースを含めた総質量が15kg以内とする。

内蔵の場合は、用意するバッテリーの総質量が14kg以内とする。

2.3 急速充電器

「2.2. 充放電バッテリー」に示すバッテリーに充電する充電器を用意すること。詳細仕様は以下のとおりとする。

(1) 使用電源

AC 入力電圧 100V、消費電力 300W (最大)、周波数 50/60Hz

(2) 充電時間

充電完了 : 10 時間以内

(3) 使用温度範囲

0 ~ +50℃

(4) 外形寸法

155(W)×265(D)×80(H)mm 以内 (突起除く)

(5) 質量

3kg 以内

2.4 充電器用AC アダプタケーブル(充電機能付)

「2.3. 急速充電器」以外に「2.2. 充放電バッテリー」を充電することのできる充電器用ACアダプタケーブルを用意すること。なお、「2.3. 急速充電器」に付属し分離して使用できる場合は不要とする。

(1) 使用電源

AC入力電圧100V、消費電力 100W (最大)、周波数 50/60Hz

(2) 充電時間

充電完了 : 約 48 時間

以上

入札適合条件

令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務（令和5年度第1次補正）を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 本業務の品質管理に関する要求事項は以下のとおりである。これらの事項を満たすことを説明すること。
 - a. 品質管理体制
本業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。
 - ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
 - ・作業実施体制が明確となっていること。（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと）
 - b. 品質管理の具体的な方策
本業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。
- (4) 本業務の仕様を満足するため、契約期間内の体制図を提出すること。体制図には、上記（3）の内容を充足するとともに、総括責任者、品質管理者及び各実施作業部門及び責任者、入札参加希望者が必要と考える部門名が記載されていること。
- (5) 仕様書「I. 可搬型モニタリングポスト調達仕様」にある主な項目について、仕様書を満たすことを証明すること。
 - ※カタログ又はメーカー説明書等を添付すること。
 - ※同等品又はそれ以上のものを提示する場合には、その機能等を証明する資料を添付すること。
- (6) 仕様書「I. 可搬型モニタリングポスト調達仕様」を満たし、本業務で導入を予定している放射線測定機器が、JIS Z 4325 又は IEC61017 を満たす製品であることを示す型式検査結果を提出すること。
- (7) 契約の履行過程で受注者が入手した情報の保全体制が確保されていること。また、それに係わる誓約書を提出すること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（7）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の機能証明書等を原子力規制委員会原子力規制

庁に提出し、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、機能証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正 1 部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で機能証明書を提出すること。

また、機能証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和 6 年 5 月 13 日（月）12 時までに電子メール又は文書で、下記の原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル 7 階

担 当：末吉 聖太 (sueyoshi_shota_5pr@nra. go. jp)

T E L：0 3—5 1 1 4—2 1 2 6

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務(令和5年度第1次補正)」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、機能証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

機能証明書

件名：令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務（令和5年度第1次補正）

商号又は名称：

条 件	回 答 (Cor×)	資料 No.
<p>(1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。</p> <p>(3) 本業務の品質管理に関する要求事項は以下のとおりである。これらの事項を満たすことを説明すること。</p> <p>a. 品質管理体制 本業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。 ・作業実施体制が明確となっていること。（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと） <p>b. 品質管理の具体的な方策 本業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。</p> <p>(4) 本業務の仕様を満足するため、契約期間内の体制図を提出すること。体制図には、上記（3）の内容を充足するとともに、総括責任者、品質管理者及び各実施作業部門及び責任者、入札参加希望者が必要と考える部門名が記載されていること。</p> <p>(5) 仕様書「I. 可搬型モニタリングポスト調達仕様」にある主な項目について、仕様書を満たすことを証明すること。</p> <p>※カタログ又はメーカー説明書等を添付すること。</p> <p>※同等品又はそれ以上のものを提示する場合には、その機能等を証明する資料を添付すること。</p> <p>(6) 仕様書「I. 可搬型モニタリングポスト調達仕様」を満たし、本業務で導入を予定している放射線測定機器が、JIS Z 4325 又は IEC61017 を満たす製品であることを示す型式検査結果を提出すること。</p> <p>(7) 契約の履行過程で受注者が入手した情報の保全体制が確保されていること。また、それに係わる誓約書を提出すること。</p>		

機能証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

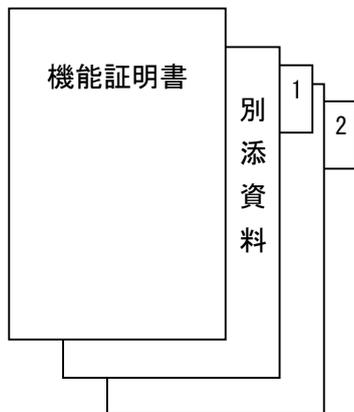
担当者名 :

電話番号 :

E-mail :

記載上の注意

1. 機能証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 機能証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 機能証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

売 買 契 約 書

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)
とは、下記事項に関し、別記契約心得及び特記事項により売買契約を締結する。

記

契 約 金 額	<u>金 円</u> (うち消費税額及び地方消費税額 円) 上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
1. 件 名	令和6年度 可搬型モニタリングポストの整備業務 (令和5年度第1次補正)
2. 数 量	別添仕様書のとおり
3. 仕 様	別添仕様書のとおり
4. 納 入 期 限	令和7年3月31日
5. 納 入 場 所	別添仕様書のとおり
6. 契 約 保 証 金	全額免除

上記契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

(別記)

原子力規制委員会原子力規制庁物件売買契約心得

(適用)

第1条 本契約条項（特記事項を含む。）は物件の売買契約に適用する。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時に於いて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(給付完了の通知)

第3条 乙は、物件全部の給付を終えたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(給付完了の検査の時期)

第4条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその給付物件の検査をし、合格した上で引渡しを受けるものとする。

(所有権移転の時期)

第5条 前条の引渡しを終った日をもって所有権移転の時期とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、給付物件の引渡しが終わった後でも給付物件の目的物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、給付物件の目的物を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(対価の支払)

第7条 甲は、給付物件の引渡しを受けた後乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに給付物件の引渡しを終らないとき 延引日数1日につき契約金額の100分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに物件の給付を完了しないか、又は履行期限までに物件の給付を完了する見込みがないと甲が認めるとき 契約金額の100分の10に相当する額

(3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

(4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第12条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額

(5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の

100分の10に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに引き渡しを受けた物件の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第12条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(契約の公表)

第13条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求する

ことができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下

請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。